

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の順に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿特区魚第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 47" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 46" E 130° 13' 47" 点ウ N 32° 17' 48" E 130° 13' 45" 点エ N 32° 17' 51" E 130° 13' 47"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	19台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦引地テナアジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 33" E 130° 13' 55" 点イ N 32° 17' 34" E 130° 13' 58" 点ウ N 32° 17' 44" E 130° 13' 46" 点エ N 32° 17' 38" E 130° 13' 45"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	46台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島柏栗地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点エ N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点オ N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	10台(但し、4月1日から12月31日の間は4台) 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島幣串前島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 14" E 130° 14' 03" 点ウ N 32° 15' 30" E 130° 13' 37" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	371台(但し、4月1日から12月31日の間は248台) 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島赤瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点力 N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	4月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	47台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島鵜瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	4月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	49台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第7号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側南長瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	4月1日から12月31日	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	33台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第8号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 28" E 130° 10' 30" 点イ N 32° 15' 23" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 15' 25" E 130° 10' 39" 点エ N 32° 15' 31" E 130° 10' 36"	第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	38台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第9号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦白瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 40.4″ E 130° 09′ 51.3″ 点イ N 32° 14′ 36″ E 130° 09′ 53.5″ 点ウ N 32° 14′ 31″ E 130° 09′ 52″ 点エ N 32° 14′ 42″ E 130° 09′ 48″ 点オ N 32° 14′ 46″ E 130° 09′ 50″ 点カ N 32° 14′ 45″ E 130° 09′ 56″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	9台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第10号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井ノ瀬戸口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 33″ E 130° 10′ 02″ 点イ N 32° 13′ 36″ E 130° 09′ 58″ 点ウ N 32° 13′ 33″ E 130° 09′ 53″ 点エ N 32° 13′ 30″ E 130° 09′ 57″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	25台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第11号	東町漁業協同組合	出水郡長島町三船長瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 33″ E 130° 09′ 35″ 点イ N 32° 13′ 34″ E 130° 09′ 40″ 点ウ N 32° 13′ 56″ E 130° 09′ 28″ 点エ N 32° 13′ 54″ E 130° 09′ 23″ 点オ N 32° 13′ 44″ E 130° 09′ 28″ 点カ N 32° 13′ 40″ E 130° 09′ 24″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	97台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第12号	東町漁業協同組合	出水郡長島町浦底三船立石地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 05″ E 130° 09′ 03″ 点イ N 32° 13′ 04″ E 130° 08′ 53″ 点ウ N 32° 13′ 24″ E 130° 08′ 48″ 点エ N 32° 13′ 25″ E 130° 08′ 58″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	67台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第13号	東町漁業協同組合	出水郡長島町浦底辰の鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 58″ E 130° 08′ 45″ 点イ N 32° 12′ 56″ E 130° 08′ 39″ 点ウ N 32° 12′ 41″ E 130° 08′ 45″ 点エ N 32° 12′ 43″ E 130° 08′ 52″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	81台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第14号	東町漁業協同組合	出水郡長島町浦底福ノ浦平地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 21″ E 130° 09′ 09″ 点イ N 32° 12′ 18″ E 130° 09′ 06″ 点ウ N 32° 12′ 23″ E 130° 08′ 57″ 点エ N 32° 12′ 29″ E 130° 08′ 52″ 点オ N 32° 12′ 31″ E 130° 08′ 53″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	62台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第15号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦葛輪地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 12″ E 130° 11′ 10″ 点イ N 32° 15′ 11″ E 130° 11′ 12″ 点ウ N 32° 14′ 59″ E 130° 11′ 05″ 点エ N 32° 14′ 55″ E 130° 10′ 57″ 点オ N 32° 15′ 02″ E 130° 10′ 49″ 点カ N 32° 15′ 06″ E 130° 10′ 57″ 点キ N 32° 15′ 06″ E 130° 11′ 00″ 点ク N 32° 15′ 10″ E 130° 11′ 05″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	125台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第16号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦チゴン鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 55″ E 130° 10′ 43″ 点イ N 32° 14′ 56″ E 130° 10′ 53″ 点ウ N 32° 14′ 50″ E 130° 10′ 52″ 点エ N 32° 14′ 50″ E 130° 10′ 41″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	39台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第17号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦本 浦木ノ根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 47″ E 130° 10′ 38″ 点イ N 32° 14′ 48″ E 130° 10′ 49″ 点ウ N 32° 14′ 36″ E 130° 10′ 45″ 点エ N 32° 14′ 38″ E 130° 10′ 39″ 点オ N 32° 14′ 43″ E 130° 10′ 39″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	52台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第18号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦本 浦保育園下地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 20″ E 130° 10′ 39″ 点イ N 32° 14′ 19″ E 130° 10′ 43″ 点ウ N 32° 14′ 23″ E 130° 10′ 44″ 点エ N 32° 14′ 25″ E 130° 10′ 40″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	2台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第19号	東町漁業協同組合	出水郡長島町本浦野 島北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 41″ E 130° 11′ 15″ 点イ N 32° 14′ 56″ E 130° 11′ 15″ 点ウ N 32° 14′ 53″ E 130° 11′ 01″ 点エ N 32° 14′ 48″ E 130° 10′ 56″ 点オ N 32° 14′ 38″ E 130° 11′ 01″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	111台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第20号	東町漁業協同組合	出水郡長島町野島地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力、点キ、点ク 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 35″ E 130° 10′ 56″ 点イ N 32° 14′ 39″ E 130° 10′ 53″ 点ウ N 32° 14′ 29″ E 130° 10′ 48″ 点エ N 32° 14′ 26″ E 130° 10′ 48″ 点オ N 32° 14′ 20″ E 130° 10′ 50″ 点力 N 32° 14′ 21″ E 130° 10′ 53″ 点キ N 32° 14′ 27″ E 130° 10′ 51″ 点ク N 32° 14′ 30″ E 130° 10′ 52″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	28台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第21号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島 板ノ浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力、点キ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた 区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 49″ E 130° 11′ 44″ 点イ N 32° 13′ 57″ E 130° 11′ 30″ 点ウ N 32° 13′ 41″ E 130° 11′ 22″ 点エ N 32° 13′ 31″ E 130° 11′ 21″ 点オ N 32° 13′ 31″ E 130° 11′ 28″ 点力 N 32° 13′ 38″ E 130° 11′ 35″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	83台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第22号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島 伊唐湾	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 44″ E 130° 12′ 03″ 点イ N 32° 12′ 48″ E 130° 12′ 05″ 点ウ N 32° 12′ 43″ E 130° 12′ 14″ 点エ N 32° 12′ 40″ E 130° 12′ 12″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	11台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第23号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島え びす前地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 32″ E 130° 12′ 16″ 点イ N 32° 12′ 34″ E 130° 12′ 14″ 点ウ N 32° 12′ 25″ E 130° 12′ 09″ 点エ N 32° 12′ 23″ E 130° 12′ 12″ 点オ N 32° 12′ 27″ E 130° 12′ 15″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	19台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第24号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井つづ ら崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 50″ E 130° 10′ 39″ 点イ N 32° 13′ 54″ E 130° 10′ 40″ 点ウ N 32° 13′ 53″ E 130° 10′ 31″ 点エ N 32° 13′ 49″ E 130° 10′ 30″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東 町の地区	38台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない

鹿特区魚第25号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦竹島末島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 44″ E 130° 10′ 58″ 点イ N 32° 13′ 44″ E 130° 10′ 50″ 点ウ N 32° 13′ 51″ E 130° 10′ 47″ 点エ N 32° 14′ 12″ E 130° 10′ 53″ 点オ N 32° 14′ 19″ E 130° 11′ 09″ 点カ N 32° 14′ 28″ E 130° 11′ 12″ 点キ N 32° 14′ 26″ E 130° 11′ 21″ 点ク N 32° 13′ 59″ E 130° 11′ 19″ 点ケ N 32° 13′ 51″ E 130° 11′ 06″ 点コ N 32° 13′ 50″ E 130° 11′ 00″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	532台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第26号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 24″ E 130° 10′ 36″ 点イ N 32° 13′ 25″ E 130° 10′ 39″ 点ウ N 32° 13′ 22″ E 130° 10′ 40″ 点エ N 32° 13′ 17″ E 130° 10′ 52″ 点オ N 32° 13′ 12″ E 130° 10′ 57″ 点カ N 32° 13′ 09″ E 130° 10′ 54″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	92台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第27号	東町漁業協同組合	出水郡長島町鷹巢宮之浦白拍子地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 33″ E 130° 11′ 14″ 点イ N 32° 12′ 37″ E 130° 11′ 21″ 点ウ N 32° 12′ 23″ E 130° 11′ 29″ 点エ N 32° 12′ 19″ E 130° 11′ 20″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	84台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第28号	東町漁業協同組合	出水郡長島町鷹巢宮之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 15″ E 130° 11′ 24″ 点イ N 32° 12′ 15″ E 130° 11′ 32″ 点ウ N 32° 12′ 06″ E 130° 11′ 33″ 点エ N 32° 12′ 05″ E 130° 11′ 25″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	43台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第29号	東町漁業協同組合	出水郡長島町鷹巢宮之浦崩崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11′ 56″ E 130° 11′ 45″ 点イ N 32° 12′ 01″ E 130° 11′ 50″ 点ウ N 32° 12′ 05″ E 130° 11′ 42″ 点エ N 32° 12′ 01″ E 130° 11′ 37″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	4台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第30号	東町漁業協同組合	出水郡長島町川床京泊、塩追地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10′ 05″ E 130° 11′ 30″ 点イ N 32° 10′ 08″ E 130° 11′ 21″ 点ウ N 32° 10′ 35″ E 130° 11′ 32″ 点エ N 32° 10′ 33″ E 130° 11′ 41″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	55台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第31号	東町漁業協同組合	出水郡長島町加世堂丸岡鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07′ 46″ E 130° 10′ 31″ 点イ N 32° 07′ 46″ E 130° 10′ 30″ 点ウ N 32° 07′ 40″ E 130° 10′ 33″ 点エ N 32° 07′ 40″ E 130° 10′ 34″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	1台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第32号	東町漁業協同組合	出水郡長島町田尻西大崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05′ 25″ E 130° 08′ 03″ 点イ N 32° 05′ 30″ E 130° 08′ 14″ 点ウ N 32° 05′ 25″ E 130° 08′ 16″ 点エ N 32° 05′ 20″ E 130° 08′ 05″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	鹿特区33号と合わせて26台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第33号	東町漁業協同組合	出水郡長島町田尻多々羅島西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05′ 32″ E 130° 08′ 23″ 点イ N 32° 05′ 07″ E 130° 07′ 36″ 点ウ N 32° 04′ 43″ E 130° 08′ 43″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	鹿特区32号と合わせて26台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第34号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町口之福浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 37″ E 130° 08′ 36″ 点イ N 32° 12′ 39″ E 130° 08′ 39″ 点ウ N 32° 12′ 44″ E 130° 08′ 35″ 点エ N 32° 12′ 42″ E 130° 08′ 32″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	8台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第35号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋小島元地▼先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 54″ E 130° 08′ 08″ 点イ N 32° 12′ 59″ E 130° 08′ 04″ 点ウ N 32° 12′ 56″ E 130° 08′ 26.5″ 点エ N 32° 12′ 46″ E 130° 08′ 32″ 点オ N 32° 12′ 50″ E 130° 08′ 24″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	64台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第36号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋田竹地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 49″ E 130° 07′ 23″ 点イ N 32° 12′ 52″ E 130° 07′ 25″ 点ウ N 32° 12′ 54″ E 130° 07′ 18″ 点エ N 32° 12′ 49″ E 130° 07′ 18″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	19台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第37号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋田竹地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 47″ E 130° 07′ 22″ 点イ N 32° 12′ 49″ E 130° 07′ 22″ 点ウ N 32° 12′ 50″ E 130° 07′ 26″ 点エ N 32° 12′ 48″ E 130° 07′ 26″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	15台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第38号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町北方崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 27″ E 130° 06′ 35″ 点イ N 32° 12′ 28″ E 130° 06′ 34″ 点ウ N 32° 12′ 25″ E 130° 06′ 26″ 点エ N 32° 12′ 23″ E 130° 06′ 27″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	14台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第39号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜漕地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 04″ E 130° 06′ 49″ 点イ N 32° 12′ 03″ E 130° 06′ 48″ 点ウ N 32° 12′ 05″ E 130° 06′ 32″ 点エ N 32° 12′ 07″ E 130° 06′ 33″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	23台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第40号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町温浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11′ 45″ E 130° 06′ 24″ 点イ N 32° 11′ 45″ E 130° 06′ 31″ 点ウ N 32° 11′ 43.5″ E 130° 06′ 35″ 点エ N 32° 11′ 41″ E 130° 06′ 35″ 点オ N 32° 11′ 42″ E 130° 06′ 23″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	19台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第41号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町温浦高串地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11′ 40″ E 130° 06′ 16″ 点イ N 32° 11′ 42.5″ E 130° 06′ 16″ 点ウ N 32° 11′ 41″ E 130° 06′ 35″ 点エ N 32° 11′ 38″ E 130° 06′ 35″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	28台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第42号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市里町西崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51′ 54″ E 129° 54′ 10″ 点イ N 31° 51′ 57″ E 129° 54′ 16″ 点ウ N 31° 51′ 48″ E 129° 54′ 23″ 点エ N 31° 51′ 51″ E 129° 54′ 28″ 点オ N 31° 51′ 45″ E 129° 54′ 34″ 点カ N 31° 51′ 39″ E 129° 54′ 24″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市里町	20台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第43号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市上甌町中甌倉妻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49′ 35″ E 129° 51′ 12″ 点イ N 31° 49′ 30″ E 129° 51′ 23″ 点ウ N 31° 49′ 36″ E 129° 51′ 27″ 点エ N 31° 49′ 42″ E 129° 51′ 16″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市上甌町	236台 別紙のとおり
鹿特区魚第44号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市上甌町桑の浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50′ 28″ E 129° 50′ 16″ 点イ N 31° 50′ 31″ E 129° 50′ 25″ 点ウ N 31° 50′ 47″ E 129° 50′ 19″ 点エ N 31° 50′ 59″ E 129° 50′ 19″ 点オ N 31° 51′ 02″ E 129° 50′ 19″ 点カ N 31° 51′ 02.5″ E 129° 50′ 15″ 点キ N 31° 50′ 59″ E 129° 50′ 14.5″ 点ク N 31° 50′ 59″ E 129° 50′ 10″ 点ケ N 31° 50′ 45″ E 129° 50′ 09″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市上甌町	539台 別紙のとおり
鹿特区魚第45号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市鹿島町蘭牟田地先	点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点エ N 31° 46′ 34″ E 129° 47′ 41″ 点オ N 31° 46′ 37″ E 129° 47′ 41″ 点カ N 31° 46′ 40″ E 129° 47′ 42″ 点キ N 31° 46′ 44″ E 129° 47′ 45″ 点ク N 31° 46′ 40″ E 129° 47′ 52″ 点ケ N 31° 46′ 31″ E 129° 47′ 47″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市鹿島町	17台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第46号	甌島漁業協同組合	薩摩川内市鹿島町小牟田地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46′ 02″ E 129° 47′ 58″ 点イ N 31° 46′ 03″ E 129° 48′ 02″ 点ウ N 31° 46′ 09″ E 129° 47′ 58″ 点エ N 31° 46′ 08″ E 129° 47′ 55″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市鹿島町	5台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第47号	笠沙町漁業協同組合	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26′ 40″ E 130° 11′ 02″ 点イ N 31° 26′ 55″ E 130° 10′ 58″ 点ウ N 31° 26′ 52″ E 130° 10′ 16″ 点エ N 31° 26′ 35″ E 130° 10′ 18″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)	104台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第48号	鹿児島県漁業協同組合 野間池支所	南さつま市笠沙町片浦野間池地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25′ 13″ E 130° 08′ 14″ 点イ N 31° 25′ 15″ E 130° 08′ 15″ 点ウ N 31° 25′ 18″ E 130° 08′ 15″ 点エ N 31° 25′ 18″ E 130° 08′ 12″ 点オ N 31° 25′ 17″ E 130° 08′ 10″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦野間池	鹿特区魚第49号と合わせて26台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第49号	鹿児島県漁業協同組合 野間池支所	南さつま市笠沙町片浦野間池地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25′ 13″ E 130° 08′ 14″ 点イ N 31° 25′ 15″ E 130° 08′ 15″ 点ウ N 31° 25′ 18″ E 130° 08′ 15″ 点エ N 31° 25′ 18″ E 130° 08′ 12″ 点オ N 31° 25′ 17″ E 130° 08′ 10″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦野間池	鹿特区魚第48号と合わせて26台 別紙のとおり

鹿特区魚第50号	鹿児島県漁業協同組合 野間池支所	南さつま市笠沙町野間池地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06"		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦野間池	鹿特区魚第51号と合わせて60台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第51号	鹿児島県漁業協同組合 野間池支所	南さつま市笠沙町野間池地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06"		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦野間池	鹿特区魚第50号と合わせて60台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第52号	鹿児島県漁業協同組合 久志支所	南さつま市坊津町末柏浦地先	点ア、点イ、点ウ、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 25" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町久志	鹿特区魚第53号と合わせて60台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第53号	鹿児島県漁業協同組合 久志支所	南さつま市坊津町末柏浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 37" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町久志	鹿特区魚第52号と合わせて60台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第54号	鹿児島県漁業協同組合 久志支所	南さつま市坊津町久志浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 19' 32" E 130° 13' 04"		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町久志	50台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第55号	鹿児島県漁業協同組合 久志支所	南さつま市坊津町久志浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 11" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 18' 16" E 130° 13' 05" 点エ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13"		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町久志	50台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第56号	坊泊漁業協同組合	南さつま市丸木崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町坊及び坊津町泊	195台 別紙のとおり
鹿特区魚第57号	坊泊漁業協同組合	南さつま市坊津町泊峰ヶ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点エ N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町坊及び坊津町泊	30台 別紙のとおり
鹿特区魚第58号	坊泊漁業協同組合	南さつま市坊津町泊峰ヶ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18" 点イ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市坊津町坊及び坊津町泊	3台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第59号	かいゑい漁業協同組合	指宿市開聞川尻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10′ 33.5″ E 130° 33′ 18″ 点イ N 31° 10′ 32.5″ E 130° 33′ 12″ 点ウ N 31° 10′ 31.5″ E 130° 33′ 12″ 点エ N 31° 10′ 32″ E 130° 33′ 17″ 点オ N 31° 10′ 32.5″ E 130° 33′ 18″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧開聞町の地区	9台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第60号	山川町漁業協同組合	指宿市山川成川崎辺田地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 50″ E 130° 38′ 09″ 点イ N 31° 12′ 45″ E 130° 38′ 12″ 点ウ N 31° 12′ 50″ E 130° 38′ 30″ 点エ N 31° 12′ 48″ E 130° 38′ 37″ 点オ N 31° 12′ 46″ E 130° 38′ 39″ 点カ N 31° 12′ 48″ E 130° 38′ 44″ 点キ N 31° 12′ 53″ E 130° 38′ 40″ 点ク N 31° 12′ 57″ E 130° 38′ 29″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧山川町の地区	130台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第61号	指宿漁業協同組合	指宿市知林島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17′ 49″ E 130° 38′ 45″ 点イ N 31° 17′ 44″ E 130° 39′ 22″ 点ウ N 31° 17′ 28″ E 130° 39′ 19″ 点エ N 31° 17′ 33″ E 130° 38′ 42″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧指宿市(今和泉地区を除く)の地区	鹿特区魚第62号と合わせて111台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第62号	指宿漁業協同組合	指宿市知林島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17′ 49″ E 130° 38′ 45″ 点イ N 31° 17′ 44″ E 130° 39′ 22″ 点ウ N 31° 17′ 28″ E 130° 39′ 19″ 点エ N 31° 17′ 33″ E 130° 38′ 42″		第一種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧指宿市(今和泉地区を除く)の地区	鹿特区魚第61号と合わせて111台 別紙のとおり
鹿特区魚第63号	鹿児島県漁業協同組合 喜入町支所	鹿児島市喜入生見町米倉地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 19′ 56″ E 130° 35′ 14″ 点イ N 31° 19′ 49″ E 130° 35′ 05″ 点ウ N 31° 19′ 57″ E 130° 34′ 57″ 点エ N 31° 20′ 03″ E 130° 35′ 06″		第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町の地区	72台 別紙のとおり
鹿特区魚第64号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39′ 03.5″ E 130° 37′ 14″ 点イ N 31° 38′ 03″ E 130° 36′ 32″ 点ウ N 31° 38′ 07.5″ E 130° 36′ 24″ 点エ N 31° 39′ 08″ E 130° 37′ 06″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	鹿特区魚第65号及び鹿特区魚第66号と合わせて260台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第65号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38′ 42″ E 130° 36′ 33″ 点イ N 31° 38′ 24″ E 130° 36′ 26″ 点ウ N 31° 38′ 27.5″ E 130° 36′ 17.5″ 点エ N 31° 38′ 45.5″ E 130° 36′ 24.5″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	130台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第66号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 39′ 10″ E 130° 36′ 51″ 点イ N 31° 38′ 59″ E 130° 36′ 39″ 点ウ N 31° 39′ 04″ E 130° 36′ 33″ 点エ N 31° 39′ 15″ E 130° 36′ 45″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	130台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第67号	鹿児島県漁業協同組合 錦海支所	始良市脇元白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40′ 56″ E 130° 36′ 42″ 点イ N 31° 40′ 53″ E 130° 36′ 55″ 点ウ N 31° 41′ 04″ E 130° 36′ 59″ 点エ N 31° 41′ 07″ E 130° 36′ 46″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町、旧 加治木町の地区	66台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第68号	株式会社拓洋	霧島市弁天島沖小島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42′ 16″ E 130° 43′ 00″ 点イ N 31° 42′ 19″ E 130° 42′ 38″ 点ウ N 31° 42′ 09″ E 130° 42′ 36″ 点エ N 31° 42′ 07″ E 130° 43′ 00″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	霧島市の旧隼人町及び 旧国分市の地区	180台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第69号	鹿児島県漁業協同組合 福山町支所	霧島市福山町小廻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40′ 52″ E 130° 48′ 36″ 点イ N 31° 40′ 49″ E 130° 48′ 26″ 点ウ N 31° 40′ 39″ E 130° 48′ 28″ 点エ N 31° 40′ 41″ E 130° 48′ 40″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市福山町	24台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第70号	鹿児島県漁業協同組合 福山町支所	霧島市福山町福山浦町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40′ 22″ E 130° 48′ 52″ 点イ N 31° 40′ 19″ E 130° 48′ 41″ 点ウ N 31° 40′ 14″ E 130° 48′ 42″ 点エ N 31° 40′ 18″ E 130° 48′ 54″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	8台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第71号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根境地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 41″ E 130° 47′ 48″ 点イ N 31° 37′ 49″ E 130° 47′ 20″ 点ウ N 31° 37′ 18″ E 130° 47′ 04″ 点エ N 31° 37′ 09″ E 130° 47′ 34″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	157台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第72号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根境田村地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36′ 46″ E 130° 47′ 20″ 点イ N 31° 36′ 57″ E 130° 46′ 53″ 点ウ N 31° 36′ 18″ E 130° 46′ 33″ 点エ N 31° 36′ 06″ E 130° 47′ 01″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	185台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第73号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根上ノ村地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34′ 24″ E 130° 45′ 47″ 点イ N 31° 34′ 53″ E 130° 45′ 39″ 点ウ N 31° 34′ 43″ E 130° 44′ 50″ 点エ N 31° 34′ 14″ E 130° 44′ 58″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	鹿特区魚第104号と合わせて154台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第74号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根居世神地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 49″ E 130° 44′ 47″ 点イ N 31° 34′ 13″ E 130° 44′ 41″ 点ウ N 31° 34′ 10″ E 130° 44′ 03″ 点エ N 31° 33′ 45″ E 130° 44′ 09″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	160台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第75号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市黒神町宇土湾北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35′ 54″ E 130° 42′ 53″ 点イ N 31° 35′ 50″ E 130° 43′ 01″ 点ウ N 31° 36′ 05″ E 130° 43′ 07″ 点エ N 31° 36′ 07″ E 130° 43′ 02″ 点オ N 31° 35′ 59″ E 130° 42′ 59″ 点力 N 31° 35′ 59″ E 130° 42′ 56″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	67台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第76号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市高免町園山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37′ 13″ E 130° 42′ 08″ 点イ N 31° 37′ 05″ E 130° 42′ 17″ 点ウ N 31° 37′ 00″ E 130° 42′ 09″ 点エ N 31° 37′ 08″ E 130° 42′ 00″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	45台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第77号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市野尻町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 26″ E 130° 37′ 06″ 点イ N 31° 33′ 21″ E 130° 36′ 51″ 点ウ N 31° 33′ 03″ E 130° 37′ 00″ 点エ N 31° 33′ 08″ E 130° 37′ 16″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	48台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第78号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市特木・東桜島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32′ 38″ E 130° 37′ 27″ 点イ N 31° 32′ 19″ E 130° 37′ 14″ 点ウ N 31° 32′ 05″ E 130° 37′ 41″ 点エ N 31° 32′ 24″ E 130° 37′ 54″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	80台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第79号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市有村町大正湾地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32′ 49″ E 130° 39′ 58″ 点イ N 31° 32′ 36″ E 130° 39′ 50″ 点ウ N 31° 32′ 08″ E 130° 40′ 40″ 点エ N 31° 32′ 19″ E 130° 40′ 47″ 点オ N 31° 32′ 30″ E 130° 40′ 24″ 点力 N 31° 32′ 34″ E 130° 40′ 26″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	鹿特区魚第80号と合わせて124台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第80号	東桜島漁業協同組合	鹿児島市古里町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32′ 23″ E 130° 38′ 21″ 点イ N 31° 32′ 13″ E 130° 38′ 25″ 点ウ N 31° 32′ 30″ E 130° 39′ 26″ 点エ N 31° 32′ 40″ E 130° 39′ 22″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	鹿特区魚第79号と合わせて124台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第81号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市桜島赤生原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36′ 28″ E 130° 36′ 35″ 点イ N 31° 36′ 33″ E 130° 36′ 23″ 点ウ N 31° 36′ 06″ E 130° 36′ 06″ 点エ N 31° 36′ 00″ E 130° 36′ 19″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧桜島町の地区	76台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第82号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市桜島赤水町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34′ 20″ E 130° 36′ 26.5″ 点イ N 31° 34′ 17″ E 130° 36′ 17″ 点ウ N 31° 34′ 04″ E 130° 36′ 23″ 点エ N 31° 34′ 07″ E 130° 36′ 32″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧桜島町の地区	50台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第83号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市沖小島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32′ 51″ E 130° 36′ 50″ 点イ N 31° 33′ 09″ E 130° 36′ 38″ 点ウ N 31° 33′ 25″ E 130° 36′ 22″ 点エ N 31° 33′ 08″ E 130° 36′ 06″ 点オ N 31° 33′ 23″ E 130° 36′ 25″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧桜島町の地区	183台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第84号	垂水市漁業協同組合	垂水市海潟地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 32′ 21″ E 130° 42′ 21″ 点イ N 31° 32′ 29″ E 130° 41′ 57″ 点ウ N 31° 32′ 20″ E 130° 41′ 43″ 点エ N 31° 31′ 54″ E 130° 41′ 46″ 点オ N 31° 31′ 58″ E 130° 42′ 12″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市海潟	20台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第85号	垂水市漁業協同組合	垂水市海潟・中俣地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 31′ 55″ E 130° 41′ 24″ 点イ N 31° 31′ 59″ E 130° 40′ 56″ 点ウ N 31° 31′ 29″ E 130° 40′ 44″ 点エ N 31° 30′ 45″ E 130° 40′ 39″ 点オ N 31° 30′ 42″ E 130° 41′ 07″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市海潟	385台 (但し4月1日から7月31日の間は365台) 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第86号	垂水市漁業協同組合	垂水市中俣・元垂水地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30′ 42″ E 130° 40′ 39″ 点イ N 31° 30′ 40″ E 130° 41′ 07″ 点ウ N 31° 30′ 21″ E 130° 41′ 12″ 点エ N 31° 30′ 23″ E 130° 40′ 39″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市海潟	91台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第87号	垂水市漁業協同組合	垂水市柊原並松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27′ 12″ E 130° 42′ 46″ 点イ N 31° 27′ 05″ E 130° 42′ 44″ 点ウ N 31° 27′ 07″ E 130° 42′ 38″ 点エ N 31° 27′ 13″ E 130° 42′ 39″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市海潟	11台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第88号	垂水市漁業協同組合	垂水市新城地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力、点キ、点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26′ 17″ E 130° 42′ 52″ 点イ N 31° 25′ 44″ E 130° 43′ 10″ 点ウ N 31° 25′ 56″ E 130° 43′ 40″ 点エ N 31° 26′ 10″ E 130° 43′ 33″ 点オ N 31° 26′ 04″ E 130° 43′ 18″ 点力 N 31° 26′ 14″ E 130° 43′ 12″ 点キ N 31° 26′ 20″ E 130° 43′ 27″ 点ク N 31° 26′ 29″ E 130° 43′ 22″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市海潟	100台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第89号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市船間地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力、点キ、点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23′ 55″ E 130° 45′ 50″ 点イ N 31° 23′ 38″ E 130° 44′ 57″ 点ウ N 31° 22′ 14″ E 130° 45′ 34″ 点エ N 31° 22′ 30″ E 130° 46′ 27″ 点オ N 31° 23′ 00″ E 130° 46′ 14″ 点力 N 31° 23′ 01″ E 130° 46′ 17″ 点キ N 31° 23′ 27″ E 130° 46′ 05″ 点ク N 31° 23′ 26″ E 130° 46′ 02″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿屋市	鹿特区魚第90号と合わせて432台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第90号	鹿屋市漁業協同組合	鹿屋市永小原町永目地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18′ 27″ E 130° 46′ 59″ 点イ N 31° 18′ 27″ E 130° 46′ 21″ 点ウ N 31° 17′ 40″ E 130° 46′ 20″ 点エ N 31° 17′ 40″ E 130° 46′ 58″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿屋市	72台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第91号	鹿児島県漁業協同組合大根占支所	肝属郡錦江町城ヶ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15′ 17″ E 130° 46′ 57″ 点イ N 31° 15′ 29″ E 130° 46′ 44″ 点ウ N 31° 15′ 24″ E 130° 46′ 39″ 点エ N 31° 15′ 13″ E 130° 46′ 52″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡錦江町の旧大根占町の地区	12台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第92号	鹿児島県漁業協同組合大根占支所	肝属郡錦江町馬場弓場下地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15′ 36″ E 130° 45′ 56″ 点イ N 31° 15′ 39″ E 130° 45′ 22″ 点ウ N 31° 15′ 03″ E 130° 45′ 18″ 点エ N 31° 15′ 00″ E 130° 45′ 52″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡錦江町の旧大根占町の地区	51台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区魚第93号	鹿児島県漁業協同組合 大根占支所	肝属郡錦江町大根占 港城ヶ崎地区南沖堤防 内側	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15′ 08″ E 130° 47′ 12″ 点イ N 31° 15′ 04″ E 130° 47′ 13″ 点ウ N 31° 15′ 04″ E 130° 47′ 14″ 点エ N 31° 15′ 08″ E 130° 47′ 13″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	5月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡錦江町の旧大 根占町の地区	鹿特区魚第92号と合わ せて51台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第94号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町根占 駄竹地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 13′ 02″ E 130° 45′ 24″ 点イ N 31° 13′ 04″ E 130° 45′ 20″ 点ウ N 31° 13′ 00″ E 130° 45′ 18″ 点エ N 31° 12′ 58″ E 130° 45′ 22″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町根占 川北、根占川南、根占 山本、根占辺田及び根 占横別府	13台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第95号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町根占 川南瀬脇北部地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 59″ E 130° 45′ 08″ 点イ N 31° 13′ 02″ E 130° 44′ 43″ 点ウ N 31° 12′ 56″ E 130° 44′ 41″ 点エ N 31° 12′ 53″ E 130° 45′ 05″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町根占 川北、根占川南、根占 山本、根占辺田及び根 占横別府	26台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第96号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町根占 川南瀬脇地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 51″ E 130° 44′ 59″ 点イ N 31° 12′ 53″ E 130° 44′ 43″ 点ウ N 31° 12′ 40″ E 130° 44′ 41″ 点エ N 31° 12′ 38″ E 130° 44′ 58″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町根占 川北、根占川南、根占 山本、根占辺田及び根 占横別府	鹿特区魚第94号と合わ せて36台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第97号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町根占 川南瀬脇南部地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 33″ E 130° 44′ 57″ 点イ N 31° 12′ 34″ E 130° 44′ 35″ 点ウ N 31° 12′ 05″ E 130° 44′ 33″ 点エ N 31° 12′ 03″ E 130° 44′ 55″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町根占 川北、根占川南、根占 山本、根占辺田及び根 占横別府	66台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第98号	ねじめ漁業協同組合	肝属郡南大隅町根占 辺田小浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10′ 44″ E 130° 45′ 10″ 点イ N 31° 10′ 48″ E 130° 44′ 48″ 点ウ N 31° 10′ 31″ E 130° 44′ 44″ 点エ N 31° 10′ 27″ E 130° 45′ 05″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町根占 川北、根占川南、根占 山本、根占辺田及び根 占横別府	40台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第99号	鹿児島県漁業協同組合 佐多支所	肝属郡南大隅町佐多 馬籠浮津地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07′ 08″ E 130° 43′ 29″ 点イ N 31° 07′ 27″ E 130° 43′ 22″ 点ウ N 31° 07′ 24″ E 130° 43′ 05″ 点エ N 31° 07′ 04″ E 130° 43′ 06″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町佐多 伊座敷	60台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第100号	鹿児島県漁業協同組合 佐多岬支所	肝属郡南大隅町佐多 郡間泊地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた 区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 14″ E 130° 43′ 07″ 点イ N 31° 02′ 14″ E 130° 43′ 03″ 点ウ N 31° 02′ 12″ E 130° 43′ 02″ 点エ N 31° 02′ 11″ E 130° 42′ 57″ 点オ N 31° 02′ 08″ E 130° 42′ 57″ 点カ N 31° 02′ 06″ E 130° 43′ 03″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町佐多 馬籠、佐多郡、佐多辺 塚	24台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない
鹿特区魚第101号	内之浦漁業協同組合	肝属郡肝付町白木地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16′ 46″ E 131° 06′ 22″ 点イ N 31° 16′ 38″ E 131° 06′ 17″ 点ウ N 31° 16′ 38″ E 131° 06′ 36″ 点エ N 31° 16′ 46″ E 131° 06′ 36″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く) 小割式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	肝属郡肝付町南方及び 北方	50台 漁具群の外角に電燈そ の他の照明による漁具 標識を設置しなければ ならない

鹿特区魚第102号	内之浦漁業協同組合	肝属郡肝付町台場下地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16′ 55″ E 131° 04′ 55″ 点イ N 31° 17′ 11″ E 131° 05′ 28″ 点ウ N 31° 17′ 36″ E 131° 05′ 19″ 点エ N 31° 17′ 23″ E 131° 04′ 44″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡肝付町南方及び北方	400台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第103号	高山漁業協同組合	肝属郡肝付町仮屋地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20′ 36″ E 131° 03′ 55″ 点イ N 31° 20′ 43″ E 131° 03′ 59″ 点ウ N 31° 20′ 51″ E 131° 03′ 44″ 点エ N 31° 20′ 43″ E 131° 03′ 39″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡肝付町の旧高山町の地区	48台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区魚第104号	牛根漁業協同組合	垂水市牛根上ノ村地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 34′ 03″ E 130° 45′ 50″ 点イ N 31° 34′ 23″ E 130° 45′ 33″ 点ウ N 31° 34′ 15″ E 130° 44′ 55″ 点エ N 31° 33′ 53″ E 130° 45′ 09″		第一種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根	鹿特区魚第73号と合わせて154台 漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)										
免許番号	漁業権者	漁場の位置	基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 52" E 130° 15' 36" (出水郡長島町獅子島湯の口池田崎基点標識) 基点2 N 32° 17' 44" E 130° 16' 03" (出水郡長島町獅子島蛇崎基点標石) 点ア N 32° 16' 51" E 130° 15' 36" 点イ N 32° 17' 43" E 130° 16' 04"	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島湯の口池田崎地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦池尻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦白浜地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦京泊タグイ崎平河内地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦中の島地先	中の島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域	第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦野島内方地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18′ 04″ E 130° 14′ 51″ 基点2 N 32° 17′ 59″ E 130° 14′ 06″ (出水郡長島町獅子島御所浦野島浦基点標石) 点ア N 32° 18′ 07″ E 130° 14′ 47″ 点イ N 32° 18′ 00″ E 130° 14′ 05″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第7号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦野島地先	野島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しな
鹿特区の第8号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦野島下別当地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 18′ 03″ E 130° 14′ 00″ (出水郡長島町獅子島御所浦野島アカミ下基点標石) 基点2 N 32° 17′ 52″ E 130° 13′ 45″ (出水郡長島町獅子島御所浦下別当サキナシロ鼻基点標石) 点ア N 32° 18′ 02″ E 130° 13′ 59″ 点イ N 32° 17′ 53″ E 130° 13′ 45″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第9号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦下別当地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17′ 52″ E 130° 13′ 51″ (出水郡長島町獅子島御所浦サキナシロ浦基点標石) 基点2 N 32° 17′ 44″ E 130° 14′ 01″ (出水郡長島町獅子島御所浦須ノ脇鼻基点標石) 点ア N 32° 17′ 51″ E 130° 13′ 50″ 点イ N 32° 17′ 45″ E 130° 13′ 52″ 点ウ N 32° 17′ 46″ E 130° 14′ 00″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第10号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦モジロ鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17′ 33″ E 130° 13′ 48″ (出水郡長島町御所浦引地へデ鼻基点標石) 基点2 N 32° 17′ 26″ E 130° 13′ 52″ (出水郡長島町御所浦モジロ鼻南基点標石) 点ア N 32° 17′ 34″ E 130° 13′ 48″ 点イ N 32° 17′ 25″ E 130° 13′ 51″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第11号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦前島地先	出水郡長島町獅子島御所浦前島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しな

鹿特区の第12号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚須舞取大坪地先	基点1と点アを結ぶ直線、点アと点イの間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び点イ、点ウ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17′ 30″ E 130° 13′ 19″ （出水郡長島町獅子島御所浦鬼塚江島中鼻基点標石） 基点2 N 32° 17′ 22″ E 130° 13′ 49″ （出水郡長島町獅子島御所浦大坪新地浦干拓護岸基点標識） 点ア N 32° 17′ 32″ E 130° 13′ 21″ 点イ N 32° 17′ 21″ E 130° 13′ 41″ 点ウ N 32° 17′ 22″ E 130° 13′ 47″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第13号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦江島西アジロ地先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 17′ 30″ E 130° 13′ 19″ （出水郡長島町江島中鼻基点標石） 点ア N 32° 17′ 30″ E 130° 13′ 14″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第14号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側上地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 17′ 30″ E 130° 13′ 12″ （出水郡長島町獅子島片側江島南鼻の基点標石） 基点2 N 32° 16′ 45″ E 130° 12′ 55″ （出水郡長島町獅子島片側獅子島中学校下の基点標石） 点ア N 32° 17′ 30″ E 130° 13′ 11″ 点イ N 32° 16′ 44″ E 130° 12′ 53″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第15号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側下地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16′ 36″ E 130° 12′ 46″ （出水郡長島町獅子島早崎浦基点標石） 基点2 N 32° 15′ 50″ E 130° 12′ 50″ （出水郡長島町獅子島片側下山の基点標石） 点ア N 32° 16′ 36″ E 130° 12′ 44″ 点イ N 32° 15′ 51″ E 130° 12′ 48″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第16号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側長瀬地先	出水郡長島町獅子島片側長瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第17号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島下ノ山大首地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 48″ E 130° 12′ 51″ （出水郡長島町獅子島下ノ山の基点標石） 基点2 N 32° 14′ 51″ E 130° 12′ 53″ （出水郡長島町獅子島高ノ口の基点標石） 点ア N 32° 15′ 49″ E 130° 12′ 49″ 点イ N 32° 14′ 51″ E 130° 12′ 51″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第18号	東町漁業協同組合	出水郡長島町瓢箪島(大島)地先	出水郡長島町瓢箪島(大島)の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第19号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島帯串中網代地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 36″ E 130° 13′ 19″ (出水郡長島町獅子島帯串中網代鼻基点標識) 基点2 N 32° 14′ 57″ E 130° 12′ 54″ (出水郡長島町獅子島高ノ口鼻基点標識) 点ア N 32° 15′ 31″ E 130° 13′ 17″ 点イ N 32° 14′ 57″ E 130° 12′ 55″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第20号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島前島地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 04″ E 130° 13′ 23″ (出水郡長島町獅子島前島立神の鼻基点標識) 基点2 N 32° 15′ 16″ E 130° 13′ 21″ (出水郡長島町獅子島前島神社基点標識) 点ア N 32° 15′ 04″ E 130° 13′ 22″ 点イ N 32° 15′ 16″ E 130° 13′ 20″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第21号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島前島西岸南地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14′ 56″ E 130° 13′ 31″ (出水郡長島町獅子島前島小出島鼻北基点標石) 基点2 N 32° 14′ 54″ E 130° 13′ 33″ (出水郡長島町前島小出島鼻南の基点標石) 点ア N 32° 15′ 01″ E 130° 13′ 31″ 点イ N 32° 14′ 46″ E 130° 13′ 38″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第22号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島帯串内曲地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 30″ E 130° 13′ 51″ (出水郡長島町獅子島帯串内曲基点標識) 基点2 N 32° 15′ 20″ E 130° 14′ 22″ (出水郡長島町獅子島帯串瀬牟田基点標識) 点ア N 32° 15′ 30″ E 130° 13′ 49″ 点イ N 32° 15′ 20″ E 130° 14′ 19″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第23号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島柏栗地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 23″ E 130° 14′ 31″ (出水郡長島町獅子島帯串アクソ鼻基点標石) 基点2 N 32° 16′ 00″ E 130° 14′ 30″ (出水郡長島町獅子島柏栗基点標識) 点ア N 32° 15′ 23″ E 130° 14′ 32″ 点イ N 32° 15′ 58″ E 130° 14′ 31″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第24号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島立石地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15' 59" E 130° 14' 37" (出水郡長島町獅子島柏栗港基点標識) 基点2 N 32° 16' 09" E 130° 14' 50" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 点ア N 32° 15' 58" E 130° 14' 38" 点イ N 32° 16' 09" E 130° 14' 51"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第25号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島立石港地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 16' 16" E 130° 14' 51.5" (出水郡長島町獅子島立石港基点標識) 基点2 N 32° 16' 45" E 130° 15' 34" (出水郡長島町獅子島湯ノ口五社鼻基点標識) 点ア N 32° 16' 14.5" E 130° 14' 54" 点イ N 32° 16' 47" E 130° 15' 25"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第26号	東町漁業協同組合	出水郡長島町小伊唐島北地先	基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 40" E 130° 13' 09" (出水郡長島町小伊唐島姉が下基点標石) 基点2 N 32° 13' 36" E 130° 13' 03" (出水郡長島町小伊唐島果の花基点標石) 点ア N 32° 13' 40" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 13' 40" E 130° 13' 06" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 13' 03" 点エ N 32° 13' 37" E 130° 13' 01"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第27号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島目吹鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 35" E 130° 11' 38" (出水郡長島町伊唐島目吹基点標石) 基点2 N 32° 14' 11" E 130° 12' 02" (出水郡長島町伊唐島目吹ヨイガミ基点標石) 点ア N 32° 14' 35" E 130° 11' 37" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 12' 03"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第28号	東町漁業協同組合	出水郡長島町目吹島地先	出水郡長島町目吹島の最大高潮時海岸線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第29号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島目吹鼻西地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14' 12" E 130° 11' 41" (出水郡長島町伊唐島竹崎北基点標識) 基点2 N 32° 14' 33" E 130° 11' 37" (出水郡長島町伊唐島目吹鼻基点標識) 点ア N 32° 14' 12" E 130° 11' 39" 点イ N 32° 14' 34" E 130° 11' 35"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第30号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島竹崎南地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 56″ E 130° 11′ 44″ （出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識） 基点2 N 32° 14′ 07″ E 130° 11′ 42″ （出水郡長島町伊唐島竹崎南基点標識） 点ア N 32° 13′ 55″ E 130° 11′ 43″ 点イ N 32° 14′ 08″ E 130° 11′ 40″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第31号	東町漁業協同組合	出水郡長島町伊唐島島の崎地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 37″ E 130° 11′ 37″ （出水郡長島町伊唐島赤間基点標石） 基点2 N 32° 13′ 12″ E 130° 11′ 18″ （出水郡長島町伊唐島島の崎基点標石） 点ア N 32° 13′ 38″ E 130° 11′ 36″ 点イ N 32° 13′ 12″ E 130° 11′ 17″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第32号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦待島地先	出水郡長島町諸浦待島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなけ
鹿特区の第33号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦長瀬地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 17″ E 130° 11′ 05″ （出水郡長島町諸浦長瀬中之下基点標石） 基点2 N 32° 15′ 12″ E 130° 11′ 03″ （出水郡長島町諸浦長瀬クジラ鼻基点標石） 点ア N 32° 15′ 17″ E 130° 11′ 06″ 点イ N 32° 15′ 12″ E 130° 11′ 05″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第34号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦葛輪堂崎鼻地先	基点1から点アを見通す直線、点アと点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線、点エと点オ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線及び基点2から点オを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 29″ E 130° 11′ 15″ （出水郡長島町諸浦葛輪漁港東防波堤基部基点標石） 基点2 N 32° 15′ 53″ E 130° 11′ 17″ （出水郡長島町諸浦葛輪堂崎基点標石） 点ア N 32° 15′ 27″ E 130° 11′ 17″ 点イ N 32° 15′ 39″ E 130° 11′ 23″ 点ウ N 32° 15′ 39″ E 130° 11′ 26″ 点エ N 32° 15′ 42″ E 130° 11′ 24″ 点オ N 32° 15′ 53″ E 130° 11′ 16″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第35号	東町漁業協同組合	出水郡長島町葛輪ホウ瀬地先	出水郡長島町葛輪ホウ瀬の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなけ
鹿特区の第36号	東町漁業協同組合	出水郡長島町黒島地先	出水郡長島町黒島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなけ

鹿特区の第37号	東町漁業協同組合	出水郡長島町葛輪蜂の巣地先	基点1と点アを結ぶ直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点イを見通す直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 53″ E 130° 11′ 17″ (出水郡長島町葛輪蜂の巣浦基点標石) 基点2 N 32° 15′ 31″ E 130° 10′ 51″ (出水郡長島町葛輪田島基点標石) 点ア N 32° 15′ 49″ E 130° 11′ 06″ 点イ N 32° 15′ 31″ E 130° 10′ 50″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第38号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦田島地先	基点から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合50メートルの線、点イ、点ウ、点エを結ぶ直線、点エ、点オ間の最大高潮時海岸線から沖合60メートルの線、基点2から点オを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 30″ E 130° 10′ 51″ (出水郡長島町諸浦葛輪田島基点標石) 基点2 N 32° 15′ 18″ E 130° 10′ 31″ (出水郡長島町諸浦葛輪田島入江西基点標石) 点ア N 32° 15′ 31″ E 130° 10′ 49″ 点イ N 32° 15′ 27″ E 130° 10′ 43″ 点ウ N 32° 15′ 22″ E 130° 10′ 38″ 点エ N 32° 15′ 21″ E 130° 10′ 37″ 点オ N 32° 15′ 19″ E 130° 10′ 32″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第39号	東町漁業協同組合	出水郡長島町葛輪地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 15′ 18″ E 130° 10′ 30″ (出水郡長島町葛輪田島入江西基点標石) 基点2 N 32° 14′ 50″ E 130° 10′ 04″ (出水郡長島町葛輪大城基点標石) 点ア N 32° 15′ 19″ E 130° 10′ 32″ 点イ N 32° 15′ 01″ E 130° 10′ 08″ 点ウ N 32° 14′ 59″ E 130° 10′ 06″ 点エ N 32° 14′ 50″ E 130° 10′ 03″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第40号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦白瀬地先	基点1、点アを結ぶ直線、点ア、点イを結ぶ直線、点イ、点ウ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点ウを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14′ 29″ E 130° 09′ 59″ (出水郡長島町諸浦白瀬水産加工工場角基点標識) 基点2 N 32° 14′ 47″ E 130° 10′ 00″ (出水郡長島町諸浦大城基点標石) 点ア N 32° 14′ 29″ E 130° 09′ 57″ 点イ N 32° 14′ 34″ E 130° 09′ 57″ 点ウ N 32° 14′ 47″ E 130° 09′ 59″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第41号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦白瀬西地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線。最大高潮時海岸線と最大高潮海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域及び基点3、点ウ、点エ、点オ及び基点3を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14′ 27″ E 130° 09′ 50″ (出水郡長島町諸浦白瀬神社下基点標石) 基点2 N 32° 13′ 47″ E 130° 09′ 51″ (出水郡長島町諸浦榎の浦基点標識) 基点3 N 32° 14′ 45″ E 130° 09′ 32″ (出水郡長島町壁岩基点標石) 点ア N 32° 14′ 30″ E 130° 09′ 48″ 点イ N 32° 13′ 46″ E 130° 09′ 51″ 点ウ N 32° 14′ 45″ E 130° 09′ 34″ 点エ N 32° 14′ 41″ E 130° 09′ 35″ 点オ N 32° 14′ 42″ E 130° 09′ 33″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第42号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線。最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合20メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 44″ E 130° 09′ 56″ (出水郡長島町諸浦長浦坊子鼻基点標識) 基点2 N 32° 13′ 42″ E 130° 09′ 57″ (出水郡長島町諸浦長浦基点標柱) 点ア N 32° 13′ 45″ E 130° 09′ 56″ 点イ N 32° 13′ 42″ E 130° 09′ 58″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第43号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦榎之浦地先	基点と点アを結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 N 32° 13′ 47″ E 130° 09′ 59″ (出水郡長島町榎之浦(舟かくし浦西)基点標石) 点ア N 32° 13′ 47″ E 130° 10′ 06″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第44号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東コドマイ地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線。最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 36″ E 130° 10′ 13″ (出水郡長島町諸浦乳之瀬戸東基点標識) 基点2 N 32° 14′ 02″ E 130° 10′ 31″ (出水郡長島町諸浦島小倉鼻基点標石) 点ア N 32° 13′ 37″ E 130° 10′ 14″ 点イ N 32° 14′ 03″ E 130° 10′ 32″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第45号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦島本浦保育園下地先	点アと点イ、点ウ、基点1を順次に結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 14′ 18″ E 130° 10′ 35″ (出水郡長島町諸浦島曲り鼻基点標識) 点ア N 32° 14′ 06″ E 130° 10′ 29″ 点イ N 32° 14′ 14″ E 130° 10′ 33″ 点ウ N 32° 14′ 18″ E 130° 10′ 36″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第46号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦末島地先	出水郡長島町末島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しな

鹿特区の第47号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦竹島地先	基点1から点アを見通す直線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 35″ E 130° 10′ 53″ （出水郡長島町諸浦竹島防波堤基点標識） 基点2 N 32° 13′ 42″ E 130° 10′ 57″ （出水郡長島町諸浦末島基点標識） 点ア N 32° 13′ 34″ E 130° 10′ 54″ 点イ N 32° 13′ 41″ E 130° 11′ 00″ 点ウ N 32° 13′ 43″ E 130° 10′ 58″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第48号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦伊唐大橋下地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 59″ E 130° 11′ 02″ （出水郡長島町諸浦オニノツキダシ基点標識） 基点2 N 32° 13′ 13″ E 130° 10′ 43″ （出水郡長島町諸浦薄井ヘタメ基点標石） 点ア N 32° 12′ 59″ E 130° 11′ 03″ 点イ N 32° 13′ 14″ E 130° 10′ 44″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第49号	東町漁業協同組合	出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合40メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 26″ E 130° 11′ 14″ （出水郡長島町鷹巣宮之浦白拍子鼻基点標識） 基点2 N 32° 12′ 58″ E 130° 11′ 02″ （出水郡長島町鷹巣宮之浦オニノツキダシ基点標識） 点ア N 32° 12′ 27″ E 130° 11′ 15″ 点イ N 32° 12′ 58″ E 130° 11′ 04″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第50号	東町漁業協同組合	出水郡長島町三船長瀬から福ノ浦辰の鼻地先	基点1から点アを見通す線、点ア、点イ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、点イ、点ウを結ぶ直線、点ウ、点エ間の最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線、基点2から点エを見通す直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13′ 35″ E 130° 09′ 20″ （出水郡長島町三船長瀬中鼻基点標石） 基点2 N 32° 13′ 01″ E 130° 08′ 44″ （出水郡長島町辰の鼻基点標石） 点ア N 32° 13′ 35″ E 130° 09′ 21″ 点イ N 32° 12′ 55″ E 130° 09′ 14″ 点ウ N 32° 12′ 54″ E 130° 09′ 10″ 点エ N 32° 13′ 00″ E 130° 08′ 43″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第51号	東町漁業協同組合	出水郡長島町脇崎小島地先	出水郡長島町脇崎小島の最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しな
鹿特区の第52号	東町漁業協同組合	出水郡長島町脇崎先ノ山鼻地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 09′ 58″ E 130° 11′ 38″ （出水郡長島町京泊基点標石） 基点2 N 32° 09′ 46″ E 130° 12′ 19″ （出水郡長島町鯖ノ口鼻南基点標石） 点ア N 32° 09′ 58″ E 130° 11′ 37″ 点イ N 32° 09′ 47″ E 130° 12′ 20″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第53号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋小島元から口之福浦地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 48.5″ E 130° 08′ 14.6″ 基点2 N 32° 12′ 36″ E 130° 08′ 35″ (出水郡長島町口之福浦長次郎の耕地石垣の東端 基点標石) 点ア N 32° 12′ 50″ E 130° 08′ 14.5″ 点イ N 32° 12′ 27″ E 130° 08′ 26″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第54号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋棧敷瀬から茅屋小島元地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 57.5″ E 130° 07′ 34″ 基点2 N 32° 12′ 48.5″ E 130° 08′ 14.6″ 点ア N 32° 12′ 58.5″ E 130° 07′ 33″ 点イ N 32° 12′ 50″ E 130° 08′ 14.5″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第55号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町北方崎から茅屋田竹地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 36″ E 130° 06′ 39″ 基点2 N 32° 12′ 46″ E 130° 07′ 26.5″ 点ア N 32° 12′ 34″ E 130° 06′ 37″ 点イ N 32° 12′ 47″ E 130° 07′ 26.5″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第56号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜漕右岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 12′ 07″ E 130° 06′ 47″ (出水郡長島町浜漕基点標石) 基点2 N 32° 12′ 10″ E 130° 06′ 52″ (出水郡長島町浜漕基点標石) 点ア N 32° 12′ 06″ E 130° 06′ 48″ 点イ N 32° 12′ 09″ E 130° 06′ 53″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第57号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜漕左岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11′ 59″ E 130° 06′ 36″ (出水郡長島町温崎北側基点標石) 基点2 N 32° 11′ 56″ E 130° 06′ 47″ (出水郡長島町温崎北側基点標石) 点ア N 32° 12′ 00″ E 130° 06′ 36″ 点イ N 32° 11′ 57″ E 130° 06′ 47″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第58号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町温之浦右岸地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 11′ 48″ E 130° 06′ 32″ (出水郡長島町温之浦基点標石) 基点2 N 32° 11′ 42″ E 130° 06′ 50″ (出水郡長島町温之浦基点標石) 点ア N 32° 11′ 47″ E 130° 06′ 32″ 点イ N 32° 11′ 41″ E 130° 06′ 49″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第59号	北さつま漁業協同組合	出水市地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、広瀬川、高尾野川及び名護漁港の区域を除く 基点及び点の位置 基点1 N 32° 07′ 31″ E 130° 20′ 14″ (米之津川右岸旧河口防波堤突端基点標識) 基点2 N 32° 07′ 10″ E 130° 16′ 23″ (出水市藤島水音鼻基点標識) 点ア N 32° 07′ 44″ E 130° 19′ 57″ 点イ N 32° 06′ 48″ E 130° 18′ 05″ 点ウ N 32° 06′ 54″ E 130° 17′ 09″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水市	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第60号	川内市漁業協同組合	薩摩川内市港町唐山唐浜漁港東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52′ 09″ E 130° 12′ 16″ 点イ N 31° 52′ 12″ E 130° 12′ 14″ 点ウ N 31° 52′ 14″ E 130° 12′ 17″ 点エ N 31° 52′ 11″ E 130° 12′ 19″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市の旧川内市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第61号	川内市漁業協同組合	薩摩川内市川内川河口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50′ 09″ E 130° 12′ 55″ 点イ N 31° 50′ 05″ E 130° 13′ 00″ 点ウ N 31° 50′ 03″ E 130° 12′ 59″ 点エ N 31° 50′ 07″ E 130° 12′ 54″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市の旧川内市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第62号	指宿市漁業協同組合	指宿市今和泉地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 17′ 35″ E 130° 35′ 57″ (指宿市今和泉漁港北側基点標識) 基点2 N 31° 17′ 44″ E 130° 35′ 40″ (指宿市指宿商業高校下基点標石) 点ア N 31° 17′ 36″ E 130° 35′ 58″ 点イ N 31° 17′ 38″ E 130° 35′ 53″ 点ウ N 31° 17′ 45″ E 130° 35′ 42″		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧指宿市岩本の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区の第63号	鹿児島県漁業協同組合喜入町支所	鹿児島市喜入生見町田貫地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 18' 27" E 130° 34' 45" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸南東基点標識) 基点2 N 31° 18' 30" E 130° 34' 38" (鹿児島市喜入生見町田貫護岸北西基点標識) 点ア N 31° 18' 29" E 130° 34' 47" 点イ N 31° 18' 33" E 130° 34' 40"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第64号	鹿児島県漁業協同組合喜入町支所	鹿児島市喜入生見町米倉地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 04" E 130° 34' 04" (鹿児島市喜入生見町海水浴場北端谷元商店下基点標識) 基点2 N 31° 19' 26" E 130° 33' 51" (鹿児島市喜入生見町久津輪防災監視塔下基点標識) 点ア N 31° 19' 06" E 130° 34' 08" 点イ N 31° 19' 27" E 130° 33' 55"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第65号	鹿児島県漁業協同組合喜入町支所	鹿児島市喜入前之浜町鈴地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 19' 52" E 130° 33' 42" (鹿児島市喜入前之浜町鈴川基点標識) 基点2 N 31° 20' 05" E 130° 33' 38" (鹿児島市喜入前之浜町鈴納骨堂下北側国道護岸基点標識) 点ア N 31° 19' 53" E 130° 33' 45" 点イ N 31° 20' 05" E 130° 33' 41"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区の第66号	鹿児島県漁業協同組合喜入町支所	鹿児島市喜入中名町地先	基点1、点ア及び基点2を結ぶ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 23' 47" E 130° 32' 10" (鹿児島市喜入中名町上北村埋立地北防波堤基点標識) 基点2 N 31° 24' 03" E 130° 31' 54" (鹿児島市喜入中名町脇田樋高川口基点標識) 点ア N 31° 24' 06" E 130° 31' 58"		第一種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿特区わ第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町常串鵜瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 36″ 点イ N 32° 15′ 45″ E 130° 12′ 30″ 点ウ N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 30″ 点エ N 32° 15′ 39″ E 130° 12′ 36″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町待島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16′ 38″ E 130° 11′ 21″ 点イ N 32° 16′ 39″ E 130° 11′ 17″ 点ウ N 32° 16′ 45″ E 130° 11′ 21″ 点エ N 32° 16′ 43″ E 130° 11′ 25″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町本浦野島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 29″ E 130° 11′ 06″ 点イ N 32° 14′ 27″ E 130° 11′ 07″ 点ウ N 32° 14′ 26″ E 130° 11′ 04″ 点エ N 32° 14′ 27″ E 130° 11′ 03″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町白瀬白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 23″ E 130° 09′ 25″ 点イ N 32° 14′ 19″ E 130° 09′ 17″ 点ウ N 32° 14′ 09″ E 130° 09′ 19″ 点エ N 32° 14′ 12″ E 130° 09′ 27″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町黒島南西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 39″ E 130° 10′ 39″ 点イ N 32° 15′ 37″ E 130° 10′ 36″ 点ウ N 32° 15′ 32″ E 130° 10′ 41″ 点エ N 32° 15′ 34″ E 130° 10′ 45″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町棧敷瀬東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 58″ E 130° 07′ 44″ 点イ N 32° 12′ 59″ E 130° 07′ 46″ 点ウ N 32° 13′ 01″ E 130° 07′ 44″ 点エ N 32° 13′ 00″ E 130° 07′ 42″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第7号	東町漁業協同組合	阿久根市脇本愛宕地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 04′ 37″ E 130° 11′ 28″ 点イ N 32° 04′ 34″ E 130° 11′ 26″ 点ウ N 32° 04′ 23″ E 130° 11′ 39″ 点エ N 32° 04′ 26″ E 130° 11′ 41″	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区わ第8号	東町漁業協同組合	薩摩川内市港町唐山 唐浜漁港東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 12" E 130° 11' 56" 点イ N 31° 52' 08" E 130° 11' 55" 点ウ N 31° 52' 07" E 130° 11' 59" 点エ N 31° 52' 11" E 130° 12' 00"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市の旧川内 市の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第9号	東町漁業協同組合	いちき串木野市まぐろ 本町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 15" E 130° 15' 35" 点イ N 31° 43' 15" E 130° 15' 31" 点ウ N 31° 43' 08" E 130° 15' 31" 点エ N 31° 43' 08" E 130° 15' 35"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	いちき串木野市の旧串 木野市の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第10号	東町漁業協同組合	日置市江口浜海浜公 園地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 38' 49.5" E 130° 19' 10.5" 点イ N 31° 38' 49" E 130° 19' 09" 点ウ N 31° 38' 43" E 130° 19' 11.7" 点エ N 31° 38' 43.5" E 130° 19' 13.3"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	旧東市来町・旧日吉町 の地区日置市の	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第11号	東町漁業協同組合	指宿市湯山地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 23" E 130° 39' 34" 点イ N 31° 15' 20" E 130° 39' 41" 点ウ N 31° 15' 05" E 130° 39' 36" 点エ N 31° 15' 07" E 130° 39' 29"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧指宿市(今 和泉を除く)の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第12号	東町漁業協同組合	鹿児島市生見町森満 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 41" E 130° 34' 34" 点イ N 31° 18' 40" E 130° 34' 32" 点ウ N 31° 18' 43" E 130° 34' 28" 点エ N 31° 18' 45" E 130° 34' 30"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町 の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第13号	東町漁業協同組合	鹿児島市平川町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 27" E 130° 31' 10" 点イ N 31° 26' 29" E 130° 31' 16" 点ウ N 31° 26' 45" E 130° 31' 16" 点エ N 31° 26' 43" E 130° 31' 10"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧谷山市 の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない
鹿特区わ第14号	東町漁業協同組合	鹿児島市南栄2号用地 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30' 27" E 130° 32' 01" 点イ N 31° 30' 26" E 130° 32' 04" 点ウ N 31° 30' 54" E 130° 32' 14" 点エ N 31° 30' 55" E 130° 32' 10"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月 30日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧谷山市 の地区	漁具群の外角に方 80cmの赤旗を水面上 1.5m以 上の高さに設置しなけ ればならない

鹿特区わ第15号	東町漁業協同組合	鹿児島市吉野町地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第16号	東町漁業協同組合	始良市脇元地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 34" E 130° 36' 57" 点イ N 31° 41' 35" E 130° 37' 01" 点ウ N 31° 41' 44" E 130° 36' 58" 点エ N 31° 41' 43" E 130° 36' 53"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第17号	東町漁業協同組合	始良市松原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 34" E 130° 38' 03" 点イ N 31° 42' 31" E 130° 38' 03" 点ウ N 31° 42' 31" E 130° 38' 11" 点エ N 31° 42' 34" E 130° 38' 11"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第18号	東町漁業協同組合	始良市加治木町新興干拓地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 23" E 130° 39' 19" 点イ N 31° 43' 18" E 130° 39' 20" 点ウ N 31° 43' 14" E 130° 39' 14" 点エ N 31° 43' 19" E 130° 39' 10"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧加治木町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第19号	東町漁業協同組合	霧島市隼人町小浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 47" E 130° 41' 35" 点イ N 31° 43' 44" E 130° 41' 33" 点ウ N 31° 43' 39" E 130° 41' 43" 点エ N 31° 43' 42" E 130° 41' 45"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町及び旧国分市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第20号	東町漁業協同組合	霧島市隼人町浜之市地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 22" E 130° 43' 06" 点イ N 31° 43' 21" E 130° 43' 01" 点ウ N 31° 43' 11" E 130° 43' 07" 点エ N 31° 43' 14" E 130° 43' 11"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第21号	東町漁業協同組合	霧島市隼人町弁天島東	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 18" E 130° 43' 07" 点イ N 31° 42' 16" E 130° 43' 14" 点ウ N 31° 42' 08" E 130° 43' 11" 点エ N 31° 42' 08" E 130° 43' 07"	第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区わ第22号	東町漁業協同組合	霧島市国分敷根若尊鼻西	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 38″ E 130° 47′ 55″ 点イ N 31° 41′ 39″ E 130° 47′ 51″ 点ウ N 31° 41′ 30″ E 130° 47′ 48″ 点エ N 31° 41′ 29″ E 130° 47′ 51″ 点オ N 31° 41′ 33″ E 130° 47′ 55″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第23号	東町漁業協同組合	霧島市福山町若尊鼻南側地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 15″ E 130° 48′ 13″ 点イ N 31° 41′ 09″ E 130° 48′ 12″ 点ウ N 31° 41′ 10″ E 130° 47′ 59″ 点エ N 31° 41′ 16″ E 130° 48′ 00″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第24号	東町漁業協同組合	鹿児島市東桜島伊敷ヶ窪	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 01″ E 130° 38′ 05″ 点イ N 31° 33′ 00″ E 130° 38′ 01″ 点ウ N 31° 32′ 55″ E 130° 38′ 04″ 点エ N 31° 32′ 57″ E 130° 38′ 07″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第25号	東町漁業協同組合	垂水市海潟桜島口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 16″ E 130° 41′ 52″ 点イ N 31° 33′ 06″ E 130° 41′ 52″ 点ウ N 31° 33′ 06″ E 130° 41′ 47″ 点エ N 31° 33′ 16″ E 130° 41′ 47″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧東桜島村の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第26号	東町漁業協同組合	垂水市中俣地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 30′ 50″ E 130° 41′ 38″ 点イ N 31° 30′ 51″ E 130° 41′ 31″ 点ウ N 31° 30′ 41″ E 130° 41′ 29″ 点エ N 31° 30′ 40″ E 130° 41′ 36″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市（牛根を除く）	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第27号	東町漁業協同組合	垂水市柵原錦町地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27′ 54″ E 130° 41′ 47″ 点イ N 31° 27′ 53″ E 130° 41′ 43″ 点ウ N 31° 27′ 45″ E 130° 41′ 44″ 点エ N 31° 27′ 46″ E 130° 41′ 48″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市（牛根を除く）	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第28号	東町漁業協同組合	垂水市柵▼原並松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 27′ 18″ E 130° 43′ 00″ 点イ N 31° 27′ 15″ E 130° 42′ 59″ 点ウ N 31° 27′ 12″ E 130° 43′ 07″ 点エ N 31° 27′ 15″ E 130° 43′ 08″		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市（牛根を除く）	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿特区わ第29号	東町漁業協同組合	垂水市新城宇住庵地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26' 11" E 130° 44' 16" 点イ N 31° 26' 09" E 130° 44' 13" 点ウ N 31° 25' 59" E 130° 44' 26" 点エ N 31° 26' 01" E 130° 44' 29"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市（牛根を除く）	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第30号	東町漁業協同組合	鹿屋市船間町小園地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 23' 15" E 130° 46' 20" 点イ N 31° 23' 15" E 130° 46' 12" 点ウ N 31° 23' 03" E 130° 46' 18" 点エ N 31° 23' 05" E 130° 46' 26"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿屋市の旧鹿屋市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第31号	東町漁業協同組合	鹿屋市高須町金浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 21' 43" E 130° 47' 14" 点イ N 31° 21' 41" E 130° 47' 07" 点ウ N 31° 21' 30" E 130° 47' 12" 点エ N 31° 21' 33" E 130° 47' 18"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿屋市の旧鹿屋市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第32号	東町漁業協同組合	鹿屋市高須海岸地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 41" E 130° 47' 36" 点イ N 31° 20' 35" E 130° 47' 31" 点ウ N 31° 20' 15" E 130° 47' 37" 点エ N 31° 20' 20" E 130° 47' 43"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿屋市の旧鹿屋市の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない
鹿特区わ第33号	東町漁業協同組合	志布志市夏井地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 13" E 131° 07' 49" 点イ N 31° 28' 14" E 131° 07' 47" 点ウ N 31° 28' 12" E 131° 07' 43" 点エ N 31° 28' 11" E 131° 07' 46"		第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	志布志市の旧志布志町の地区	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿特区ひじ第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町田尻前浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 05′ 21″ E 130° 09′ 33″ 点イ N 32° 05′ 15″ E 130° 09′ 32″ 点ウ N 32° 05′ 15″ E 130° 09′ 29″ 点エ N 32° 05′ 22″ E 130° 09′ 30″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第2号	指宿漁業協同組合	指宿市観音埼地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18′ 09″ E 130° 35′ 27″ 点イ N 31° 18′ 12″ E 130° 35′ 34″ 点ウ N 31° 17′ 58″ E 130° 35′ 41″ 点エ N 31° 17′ 55″ E 130° 35′ 34″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	指宿市の旧指宿市の地区(ただし指宿地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第3号	谷山漁業協同組合	鹿児島市平川地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 26′ 05″ E 130° 31′ 17″ 点イ N 31° 26′ 10″ E 130° 31′ 35″ 点ウ N 31° 26′ 31″ E 130° 31′ 24″ 点エ N 31° 26′ 26″ E 130° 31′ 07″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧谷山市の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第4号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市吉野地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合140メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36′ 57″ E 130° 34′ 37″ (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38′ 01″ E 130° 36′ 08″ (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36′ 54″ E 130° 34′ 40″ 点イ N 31° 37′ 58″ E 130° 36′ 12″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧谷山市、旧東桜島村、旧桜島町及び旧喜入町の地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第5号	錦江漁業協同組合	霧島市隼人町浜之市地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43′ 22″ E 130° 43′ 06″ 点イ N 31° 43′ 21″ E 130° 43′ 01″ 点ウ N 31° 43′ 11″ E 130° 43′ 07″ 点エ N 31° 43′ 14″ E 130° 43′ 11″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第6号	錦江漁業協同組合	霧島市隼人町弁天島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42′ 18″ E 130° 43′ 07″ 点イ N 31° 42′ 16″ E 130° 43′ 14″ 点ウ N 31° 42′ 08″ E 130° 43′ 11″ 点エ N 31° 42′ 08″ E 130° 43′ 07″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧国分市の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第7号	垂水漁業協同組合	垂水市海潟桜島口地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 16″ E 130° 41′ 57″ 点イ N 31° 33′ 06″ E 130° 41′ 57″ 点ウ N 31° 33′ 06″ E 130° 41′ 52″ 点エ N 31° 33′ 16″ E 130° 41′ 52″	第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市(牛根地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区ひじ第8号	垂水漁業協同組合	垂水市海潟江之島地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 50" E 130° 41' 47" 基点2 N 31° 31' 45" E 130° 41' 45" 点ア N 31° 31' 50" E 130° 41' 50" 点イ N 31° 31' 45" E 130° 41' 47"		第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市(牛根地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第9号	垂水漁業協同組合	垂水市荒崎地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 30' 38" E 130° 41' 44" 基点2 N 31° 30' 33" E 130° 41' 44" 点ア N 31° 30' 38" E 130° 41' 37" 点イ N 31° 30' 33" E 130° 41' 37"		第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市(牛根地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第10号	垂水漁業協同組合	垂水市浜平地先	基点1、点ア、点イ、基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 27' 55" E 130° 41' 54" 基点2 N 31° 27' 48" E 130° 41' 55" 点ア N 31° 27' 54" E 130° 41' 47" 点イ N 31° 27' 46" E 130° 41' 48"		第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市(牛根地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひじ第11号	垂水漁業協同組合	垂水市柊原地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 27' 18" E 130° 43' 14" 基点2 N 31° 27' 22" E 130° 43' 02" 点ア N 31° 27' 16" E 130° 43' 12" 点イ N 31° 27' 19" E 130° 43' 02"		第一種区画漁業	ひじき養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市(牛根地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
鹿特区ひ(垂)第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦下別当南地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 40″ E 130° 14' 00″ 点イ N 32° 17' 39″ E 130° 13' 59″ 点ウ N 32° 17' 43″ E 130° 13' 54″ 点エ N 32° 17' 43″ E 130° 13' 55″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 29″ E 130° 13' 20″ 点イ N 32° 15' 28″ E 130° 13' 22″ 点ウ N 32° 15' 23″ E 130° 13' 17″ 点エ N 32° 15' 24″ E 130° 13' 15″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 17″ E 130° 10' 35″ 点イ N 32° 15' 19″ E 130° 10' 38″ 点ウ N 32° 15' 21″ E 130° 10' 36″ 点エ N 32° 15' 19″ E 130° 10' 33″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦長瀬二ゴガジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 03″ E 130° 10' 47″ 点イ N 32° 15' 02″ E 130° 10' 49″ 点ウ N 32° 14' 58″ E 130° 10' 46″ 点エ N 32° 15' 00″ E 130° 10' 43″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦本浦木ノ根地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 49″ E 130° 10' 35″ 点イ N 32° 14' 49″ E 130° 10' 37″ 点ウ N 32° 14' 46″ E 130° 10' 37″ 点エ N 32° 14' 46″ E 130° 10' 36″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町本浦乳の瀬戸東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 43″ E 130° 10' 14″ 点イ N 32° 13' 45″ E 130° 10' 16″ 点ウ N 32° 13' 46″ E 130° 10' 13″ 点エ N 32° 13' 44″ E 130° 10' 11″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第7号	東町漁業協同組合	出水郡長島町白瀬白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 54″ E 130° 09' 45″ 点イ N 32° 13' 56″ E 130° 09' 45″ 点ウ N 32° 13' 54″ E 130° 09' 40″ 点エ N 32° 13' 53″ E 130° 09' 41″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第8号	東町漁業協同組合	出水郡長島町竹島、かいまた瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45″ E 130° 10' 49″ 点イ N 32° 13' 46″ E 130° 10' 49″ 点ウ N 32° 13' 46″ E 130° 10' 45″ 点エ N 32° 13' 45″ E 130° 10' 45″	第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区ひ(垂)第9号	東町漁業協同組合	出水郡長島町脇崎先の山鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10′ 07″ E 130° 11′ 37″ 点イ N 32° 10′ 07″ E 130° 11′ 36″ 点ウ N 32° 10′ 09″ E 130° 11′ 36″ 点エ N 32° 10′ 09″ E 130° 11′ 37″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第10号	東町漁業協同組合	出水郡長島町市来埼観音地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 08′ 53″ E 130° 11′ 59″ 点イ N 32° 08′ 53″ E 130° 11′ 57″ 点ウ N 32° 08′ 52″ E 130° 11′ 57″ 点エ N 32° 08′ 52″ E 130° 11′ 59″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第11号	東町漁業協同組合	出水郡長島町加世堂丸岡鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07′ 52″ E 130° 10′ 28″ 点イ N 32° 07′ 51″ E 130° 10′ 26″ 点ウ N 32° 07′ 47″ E 130° 10′ 30″ 点エ N 32° 07′ 48″ E 130° 10′ 32″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第12号	東町漁業協同組合	出水郡長島町加世堂西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07′ 57″ E 130° 10′ 18″ 点イ N 32° 07′ 58″ E 130° 10′ 20″ 点ウ N 32° 07′ 54″ E 130° 10′ 22″ 点エ N 32° 07′ 53″ E 130° 10′ 20″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第13号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 40.4″ E 130° 09′ 51.3″ 点イ N 32° 14′ 36″ E 130° 09′ 53.5″ 点ウ N 32° 14′ 36.5″ E 130° 09′ 55″ 点エ N 32° 14′ 41″ E 130° 09′ 53″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第14号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浦底浦西岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 19″ E 130° 08′ 49″ 点イ N 32° 12′ 21″ E 130° 08′ 50″ 点ウ N 32° 12′ 24″ E 130° 08′ 48″ 点エ N 32° 12′ 26″ E 130° 08′ 45″ 点オ N 32° 12′ 22″ E 130° 08′ 43″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第15号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜渡地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11′ 59″ E 130° 06′ 49″ 点イ N 32° 12′ 00″ E 130° 06′ 49″ 点ウ N 32° 12′ 01″ E 130° 06′ 52″ 点エ N 32° 11′ 59″ E 130° 06′ 52″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第16号	鹿児島県漁業協同組合喜入支所	鹿児島市喜入生見▼地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 18′ 29.5″ E 130° 35′ 0.5″ 点イ N 31° 18′ 30.7″ E 130° 35′ 0.6″ 点ウ N 31° 18′ 32″ E 130° 35′ 00″ 点エ N 31° 18′ 31.5″ E 130° 34′ 59″ 点オ N 31° 18′ 29.5″ E 130° 34′ 59.5″		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区ひ(垂)第17号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 38' 50" E 130° 36' 15" 基点2 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 点ア N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5" 点イ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5"		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第18号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点1 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 基点2 N 31° 39' 08" E 130° 36' 28" 点ア N 31° 39' 15" E 130° 36' 45" 点イ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33"		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町の区域を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第19号	鹿児島県漁業協同組合錦海支所	始良市松原地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 42' 33" E 130° 37' 53" 点イ N 31° 42' 26" E 130° 37' 53" 点ウ N 31° 42' 26" E 130° 38' 01" 点エ N 31° 42' 33" E 130° 38' 01"		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町、旧加治木町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第20号	鹿児島県漁業協同組合錦海支所	始良市脇元白浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 40' 53" E 130° 36' 37" 点イ N 31° 40' 45" E 130° 36' 35" 点ウ N 31° 40' 45" E 130° 36' 40" 点エ N 31° 40' 53" E 130° 36' 43"		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町、旧加治木町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区ひ(垂)第21号	鹿児島県漁業協同組合佐多岬支所	肝属郡南大隅町佐多郡間治地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02' 14" E 130° 43' 08" 点イ N 31° 02' 05" E 130° 43' 07" 点ウ N 31° 02' 05" E 130° 43' 09" 点エ N 31° 02' 13" E 130° 43' 09"		第一種区画漁業	ひおうぎがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町の旧佐多町の区域(伊座敷を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

あわび

鹿特区あ(垂)第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町黒崎浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 21″ E 130° 10′ 36″ 点イ N 32° 15′ 22″ E 130° 10′ 35″ 点ウ N 32° 15′ 21″ E 130° 10′ 32″ 点エ N 32° 15′ 19″ E 130° 10′ 33″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦葛輪地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 09″ E 130° 11′ 02″ 点イ N 32° 15′ 08″ E 130° 11′ 02″ 点ウ N 32° 15′ 07″ E 130° 11′ 01″ 点エ N 32° 15′ 08″ E 130° 11′ 00″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦葛輪アソジロ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15′ 05″ E 130° 10′ 48″ 点イ N 32° 15′ 03″ E 130° 10′ 51″ 点ウ N 32° 15′ 04″ E 130° 10′ 53″ 点エ N 32° 15′ 06″ E 130° 10′ 51″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町野島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 30″ E 130° 10′ 53″ 点イ N 32° 14′ 30″ E 130° 10′ 52″ 点ウ N 32° 14′ 27″ E 130° 10′ 50″ 点エ N 32° 14′ 27″ E 130° 10′ 51″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町白瀬葛輪境地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14′ 52″ E 130° 10′ 02″ 点イ N 32° 14′ 53″ E 130° 10′ 00″ 点ウ N 32° 14′ 49″ E 130° 09′ 55″ 点エ N 32° 14′ 47″ E 130° 09′ 57″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井つぶら崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 50″ E 130° 10′ 39″ 点イ N 32° 13′ 54″ E 130° 10′ 40″ 点ウ N 32° 13′ 53″ E 130° 10′ 31″ 点エ N 32° 13′ 49″ E 130° 10′ 30″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第7号	東町漁業協同組合	出水郡長島町竹島、かいまた瀬地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 46″ E 130° 10′ 49″ 点イ N 32° 13′ 49″ E 130° 10′ 48″ 点ウ N 32° 13′ 49″ E 130° 10′ 45″ 点エ N 32° 13′ 46″ E 130° 10′ 45″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第8号	東町漁業協同組合	出水郡長島町脇崎先の山鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 10′ 04″ E 130° 11′ 37″ 点イ N 32° 10′ 04″ E 130° 11′ 36″ 点ウ N 32° 10′ 07″ E 130° 11′ 36″ 点エ N 32° 10′ 07″ E 130° 11′ 37″		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区あ(垂)第9号	東町漁業協同組合	出水郡長島町加世堂西地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 07' 49" E 130° 10' 22" 点イ N 32° 07' 50" E 130° 10' 24" 点ウ N 32° 07' 53" E 130° 10' 22" 点エ N 32° 07' 53" E 130° 10' 20"		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区あ(垂)第10号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜漣地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 00" E 130° 06' 54" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 06' 53" 点ウ N 32° 12' 01" E 130° 06' 52" 点エ N 32° 11' 59" E 130° 06' 52"		第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

かき											
鹿特区か(垂)第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島御所浦下別当地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 41" E 130° 14' 01" 点イ N 32° 17' 40" E 130° 14' 00" 点ウ N 32° 17' 43" E 130° 13' 55" 点エ N 32° 17' 44" E 130° 13' 57"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島湯ノ口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 38" E 130° 15' 32" 点イ N 32° 16' 36" E 130° 15' 39" 点ウ N 32° 16' 33" E 130° 15' 36" 点エ N 32° 16' 36" E 130° 15' 31"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第3号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島幣串中網代地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 15" E 130° 13' 00" 点イ N 32° 15' 13" E 130° 13' 02" 点ウ N 32° 15' 19" E 130° 13' 09" 点エ N 32° 15' 21" E 130° 13' 08"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第4号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側重崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 21" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 16' 26" E 130° 12' 45" 点ウ N 32° 16' 26" E 130° 12' 42" 点エ N 32° 16' 21" E 130° 12' 44"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第5号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島片側琵琶首地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 16' 48" E 130° 12' 56" 点イ N 32° 16' 49" E 130° 12' 55" 点ウ N 32° 16' 46.5" E 130° 12' 51" 点エ N 32° 16' 45.5" E 130° 12' 52"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第6号	東町漁業協同組合	出水郡長島町獅子島黒崎小浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 10" 点イ N 32° 17' 23" E 130° 13' 07" 点ウ N 32° 17' 22" E 130° 13' 07" 点エ N 32° 17' 22" E 130° 13' 10"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第7号	東町漁業協同組合	出水郡長島町旧獅子島小学校地先	点ア, 点イ, 点ウ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 17' 23" E 130° 13' 46" 点イ N 32° 17' 26" E 130° 13' 42" 点ウ N 32° 17' 25" E 130° 13' 41"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第8号	東町漁業協同組合	出水郡長島町葛輪ニゴガンシロ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点イ N 32° 15' 01" E 130° 10' 51" 点ウ N 32° 14' 57" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 58" E 130° 10' 46"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第9号	東町漁業協同組合	出水郡長島町葛輪木の根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 56" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 35" 点オ N 32° 14' 54" E 130° 10' 36"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区か(垂)第10号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町野島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 32" E 130° 10' 55" 点イ N 32° 14' 32.5" E 130° 10' 54" 点ウ N 32° 14' 30" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 30" E 130° 10' 54"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第11号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦本浦保育園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第12号	東町漁業協同組合	出水郡長島町本浦くら地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 34" 点イ N 32° 14' 11" E 130° 10' 35" 点ウ N 32° 14' 09" E 130° 10' 35" 点エ N 32° 14' 10" E 130° 10' 34"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第13号	東町漁業協同組合	出水郡長島町本浦檜之浦地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 32° 13' 42" E 130° 10' 06" 基点2 N 32° 13' 44" E 130° 10' 07" 点ア N 32° 13' 44" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 13' 46" E 130° 09' 58"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第14号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井針尾下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 16" E 130° 10' 35" 点イ N 32° 13' 16" E 130° 10' 37" 点ウ N 32° 13' 17" E 130° 10' 37" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 35"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第15号	東町漁業協同組合	出水郡長島町薄井竹島かいまた瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 13' 45" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 13' 44" E 130° 10' 45"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第16号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 33" E 130° 09' 57" 点イ N 32° 14' 35" E 130° 09' 55" 点ウ N 32° 14' 34" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 14' 32" E 130° 09' 55"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第17号	東町漁業協同組合	出水郡長島町諸浦黒崎浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 15' 20" E 130° 10' 40" 点イ N 32° 15' 20" E 130° 10' 38" 点ウ N 32° 15' 15" E 130° 10' 38" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 10' 42"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第18号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町茅屋田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 20" 点イ N 32° 12' 47.5" E 130° 07' 18" 点ウ N 32° 12' 46" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 07' 20"		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区か(垂)第19号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町浜漕地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 12′ 01″ E 130° 06′ 57″ 点イ N 32° 12′ 01″ E 130° 06′ 55″ 点ウ N 32° 12′ 00″ E 130° 06′ 55″ 点エ N 32° 12′ 00″ E 130° 06′ 57″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第20号	北さつま漁業協同組合	出水郡長島町蔵之元地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 11′ 24″ E 130° 06′ 05″ 点イ N 32° 11′ 24″ E 130° 06′ 03″ 点ウ N 32° 11′ 22″ E 130° 06′ 03″ 点エ N 32° 11′ 23″ E 130° 06′ 05″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第21号	甕島漁業協同組合	薩摩川内市里町西崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51′ 54″ E 129° 54′ 10″ 点イ N 31° 51′ 57″ E 129° 54′ 16″ 点ウ N 31° 51′ 48″ E 129° 54′ 23″ 点エ N 31° 51′ 51″ E 129° 54′ 28″ 点オ N 31° 51′ 45″ E 129° 54′ 34″ 点カ N 31° 51′ 39″ E 129° 54′ 24″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市里町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第22号	甕島漁業協同組合	薩摩川内市鹿島町蘭牟田地先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点エ N 31° 46′ 34″ E 129° 47′ 41″ 点オ N 31° 46′ 37″ E 129° 47′ 41″ 点カ N 31° 46′ 40″ E 129° 47′ 42″ 点キ N 31° 46′ 44″ E 129° 47′ 45″ 点ク N 31° 46′ 40″ E 129° 47′ 52″ 点ケ N 31° 46′ 31″ E 129° 47′ 47″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第23号	甕島漁業協同組合	薩摩川内市鹿島町小牟田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46′ 02″ E 129° 47′ 58″ 点イ N 31° 46′ 03″ E 129° 48′ 02″ 点ウ N 31° 46′ 09″ E 129° 47′ 58″ 点エ N 31° 46′ 08″ E 129° 47′ 55″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	薩摩川内市鹿島町	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第24号	笠沙町漁業協同組合	南さつま市笠沙町片浦熊ヶ浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24′ 59″ E 130° 11′ 03″ 点イ N 31° 25′ 00″ E 130° 11′ 08″ 点ウ N 31° 25′ 04″ E 130° 11′ 06″ 点エ N 31° 25′ 03″ E 130° 11′ 01″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第25号	東町漁業協同組合	鹿児島市吉野町地先	基点1から点アを見通す直線, 基点2から点イを見通す直線, 最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 36′ 57″ E 130° 34′ 37″ (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38′ 01″ E 130° 36′ 08″ (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36′ 50″ E 130° 34′ 43″ 点イ N 31° 37′ 56″ E 130° 36′ 16″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村, 旧谷山市, 旧桜島町及び旧喜入町を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第26号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市竜ヶ水地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 39′ 08″ E 130° 36′ 28″ 基点2 N 31° 38′ 50″ E 130° 36′ 15″ 点ア N 31° 38′ 59″ E 130° 36′ 39″ 点イ N 31° 38′ 42″ E 130° 36′ 33″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村, 旧谷山市, 旧桜島町及び旧喜入町を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

鹿特区か(垂)第27号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市桜島小池地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 36′ 00″ E 130° 36′ 19″ 点イ N 31° 36′ 06″ E 130° 36′ 06″ 点ウ N 31° 36′ 00″ E 130° 36′ 02.5″ 点エ N 31° 35′ 54″ E 130° 36′ 15.5″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第28号	鹿児島市漁業協同組合	鹿児島市桜島横山町溶岩地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 35′ 07″ E 130° 35′ 29″ 点イ N 31° 35′ 07″ E 130° 35′ 25″ 点ウ N 31° 35′ 03.5″ E 130° 35′ 25″ 点エ N 31° 35′ 03.5″ E 130° 35′ 29″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第29号	鹿児島県漁業協同組合福山町支所	霧島市福山町若草鼻南側地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41′ 15″ E 130° 48′ 13″ 点イ N 31° 41′ 09″ E 130° 48′ 12″ 点ウ N 31° 41′ 10″ E 130° 47′ 59″ 点エ N 31° 41′ 16″ E 130° 48′ 00″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	霧島市福山町地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第30号	牛根漁協同組合	垂水市牛根前崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 33′ 40″ E 130° 43′ 25″ 点イ N 31° 33′ 43″ E 130° 43′ 26″ 点ウ N 31° 33′ 45″ E 130° 43′ 20″ 点エ N 31° 33′ 42″ E 130° 43′ 19″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	垂水市牛根地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第31号	鹿児島県漁業協同組合佐多岬支所	肝属郡南大隅町佐多郡間治地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 09″ E 130° 42′ 58″ 点イ N 31° 02′ 08″ E 130° 42′ 57″ 点ウ N 31° 02′ 10″ E 130° 42′ 54″ 点エ N 31° 02′ 11″ E 130° 42′ 55″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町佐多馬籠、佐多郡、佐多辺塚地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第32号	鹿児島県漁業協同組合佐多岬支所	肝属郡南大隅町佐多郡間治地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 02′ 14″ E 130° 43′ 08″ 点イ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 07″ 点ウ N 31° 02′ 05″ E 130° 43′ 09″ 点エ N 31° 02′ 13″ E 130° 43′ 09″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	肝属郡南大隅町佐多馬籠、佐多郡、佐多辺塚地区▼	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第33号	志布志漁業協同組合	志布志市志布志町夏井地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28′ 12″ E 131° 07′ 39″ 点イ N 31° 28′ 11″ E 131° 07′ 38″ 点ウ N 31° 28′ 13″ E 131° 07′ 31″ 点エ N 31° 28′ 14″ E 131° 07′ 32″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	志布志市の旧志布志町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区か(垂)第34号	志布志漁業協同組合	志布志市志布志町夏井漁港地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28′ 02″ E 131° 08′ 07″ 点イ N 31° 27′ 59″ E 131° 08′ 05″ 点ウ N 31° 28′ 01″ E 131° 08′ 01″ 点エ N 31° 28′ 04″ E 131° 08′ 03.5″		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	志布志市の旧志布志町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

あさり・はまぐり

鹿特区あ(地)第1号	鹿児島県漁業協同組合 錦海支所	始良市重富地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線 及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 20" E 130° 37' 11" 基点2 N 31° 42' 13" E 130° 37' 07" 点ア N 31° 42' 15" E 130° 37' 20" 点イ N 31° 42' 08" E 130° 37' 15"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町の地区	なし
鹿特区あ(地)第2号	鹿児島県漁業協同組合 錦海支所	始良市平松地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線 及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 48" E 130° 37' 39" 基点2 N 31° 42' 34" E 130° 37' 24" 点ア N 31° 42' 44" E 130° 37' 49" 点イ N 31° 42' 29" E 130° 37' 33"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	始良市の旧始良町の地区	なし
鹿特区あ(地)第3号	錦江漁業協同組合	霧島市隼人町小浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線 及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 43' 57" E 130° 41' 37.5" 基点2 N 31° 44' 01" E 130° 41' 33" 点ア N 31° 43' 52" E 130° 41' 36" 点イ N 31° 43' 56" E 130° 41' 31"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町地区	なし
鹿特区あ(地)第4号	錦江漁業協同組合	霧島市隼人町天降川河 口	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 25" E 130° 44' 16" 基点2 N 31° 42' 26" E 130° 44' 09" 点ア N 31° 42' 22" E 130° 44' 15" 点イ N 31° 42' 23" E 130° 44' 08"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧隼人町地区	なし
鹿特区あ(地)第5号	錦江漁業協同組合	霧島市国分 waters 川地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" 基点2 N 31° 42' 24" E 130° 45' 39" 点ア N 31° 42' 04" E 130° 46' 32" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点ウ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点エ N 31° 42' 16" E 130° 45' 38"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧国分市の地区	なし
鹿特区あ(地)第6号	錦江漁業協同組合	霧島市国分漁港西地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点4, 基点3, 基点2を順次に直 線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた 区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 基点2 N 31° 42' 15" E 130° 47' 10" 基点3 N 31° 42' 12" E 130° 46' 58" 基点4 N 31° 42' 07" E 130° 46' 51" 点ア N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 08"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧国分市の地区	なし
鹿特区あ(地)第7号	鹿児島県漁業協同組合 喜入町支所	霧島市国分漁港東地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に直線で結んだ 線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 50" E 130° 47' 56" 基点2 N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点ア N 31° 41' 48" E 130° 47' 50" 点イ N 31° 42' 00" E 130° 47' 43" 点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	霧島市の旧国分市の地区	なし
鹿特区あ(地)第8号	鹿児島県漁業協同組合 喜入町支所	鹿児島市喜入生見▼地 先	基点1, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に直線で結んだ線 によって囲まれた区域 基点及び点の位置 点ア N 31° 18' 46" E 130° 34' 23" 点イ N 31° 18' 47" E 130° 34' 25" 点ウ N 31° 18' 54.5" E 130° 34' 18" 点エ N 31° 18' 53.5" E 130° 34' 16"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町の地区	なし

鹿特区あ(地)第9号	鹿児島県漁業協同組合 喜入町支所	鹿児島市▼喜入前之浜 町川下地先	基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から 沖合30メートルの線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 20' 48" E 130° 33' 26" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 基点2 N 31° 21' 08" E 130° 33' 16" (鹿児島市喜入前之浜町基点標石) 点ア N 31° 20' 49" E 130° 33' 30" 点イ N 31° 21' 09" E 130° 33' 21"		第三種区画漁業	あさり・はまぐり地まき 式養殖業	1月1日から12月31日ま で	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	鹿児島市の旧喜入町の 地区	なし
------------	---------------------	---------------------	--	--	---------	---------------------	--------------------	----------------------------	----	------------------	----

鹿児島県鹿児島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
鹿特区母(垂)第1号	東町漁業協同組合	出水郡長島町浦底三船 ミンゴラ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 32″ E 130° 09′ 32″ 点イ N 32° 13′ 33″ E 130° 09′ 35″ 点ウ N 32° 13′ 29″ E 130° 09′ 36″ 点エ N 32° 13′ 30″ E 130° 09′ 39″ 点オ N 32° 13′ 18″ E 130° 09′ 43″ 点カ N 32° 13′ 20″ E 130° 09′ 47″ 点キ N 32° 13′ 18″ E 130° 09′ 47″ 点ク N 32° 13′ 14″ E 130° 09′ 45″ 点ケ N 32° 13′ 14″ E 130° 09′ 39″		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区母(垂)第2号	東町漁業協同組合	出水郡長島町浦底三船 浦東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13′ 25″ E 130° 09′ 53″ 点イ N 32° 13′ 28″ E 130° 09′ 49″ 点ウ N 32° 13′ 20″ E 130° 09′ 48″ 点エ N 32° 13′ 19″ E 130° 09′ 50″		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区母(垂)第3号	株式会社和田真珠	薩摩川内市上飯町浦内地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 51′ 19″ E 129° 51′ 33″ (薩摩川内市上飯町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51′ 06″ E 129° 51′ 05″ (薩摩川内市上飯町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51′ 08″ E 129° 51′ 31″ (薩摩川内市上飯町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51′ 21″ E 129° 51′ 32″ 点イ N 31° 51′ 09″ E 129° 51′ 04″ 点ウ N 31° 51′ 12″ E 129° 51′ 31″		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市上飯町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿特区母(垂)第4号	株式会社和田真珠	薩摩川内市上飯町浦内地先▼	ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 51′ 10″ E 129° 50′ 50″ 点イ N 31° 51′ 11″ E 129° 50′ 42″ 点ウ N 31° 51′ 07″ E 129° 50′ 41″ 点エ N 31° 51′ 07″ E 129° 50′ 50″		第一種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	薩摩川内市上飯町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない

真珠											
鹿区第1号	鹿児島大月真珠養殖株式会社	出水郡長島町浦底三船ミンゴラ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 29" E 130° 09' 36" 点ウ N 32° 13' 30" E 130° 09' 39" 点エ N 32° 13' 18" E 130° 09' 43" 点オ N 32° 13' 20" E 130° 09' 47" 点カ N 32° 13' 26" E 130° 09' 49" 点キ N 32° 13' 35" E 130° 09' 45"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿区第2号	鹿児島大月真珠養殖株式会社	出水郡長島町三船浦真珠作業基地地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 03" E 130° 09' 41" 点イ N 32° 13' 03" E 130° 09' 42" 点ウ N 32° 13' 05" E 130° 09' 42" 点エ N 32° 13' 04" E 130° 09' 40"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	出水郡長島町の旧東町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿区第3号	鹿児島大月真珠養殖株式会社	出水郡長島町諸浦樫之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 13' 45" E 130° 09' 54" 点イ N 32° 13' 45" E 130° 09' 52" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 13' 41" E 130° 09' 54"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿区第4号	鹿児島大月真珠養殖株式会社	出水郡長島町諸浦裸島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 32° 14' 11" E 130° 10' 32" 点イ N 32° 14' 08" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 14' 06" E 130° 10' 34" 点エ N 32° 14' 08" E 130° 10' 36"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	出水郡長島町の旧長島町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない
鹿区第5号	株式会社和田真珠	薩摩川内市上甕町浦内地先	基点1、点ア、点イ、基点2を順次に直線で結んだ線及び基点3と点ウを結んだ直線並びに最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 51' 19" E 129° 51' 33" (薩摩川内市上甕町浦内田之浦鼻基点標識) 基点2 N 31° 51' 06" E 129° 51' 05" (薩摩川内市上甕町浦内猫瀬鼻基点標識) 基点3 N 31° 51' 08" E 129° 51' 31" (薩摩川内市上甕町浦内網崎基点標識) 点ア N 31° 51' 21" E 129° 51' 32" 点イ N 31° 51' 09" E 129° 51' 04" 点ウ N 31° 51' 12" E 129° 51' 31"		第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	薩摩川内市上甕町の地区	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない